

# 租税教室実施マニュアル

平成 26 年 9 月

南九州税理士会租税教育推進部

# 租税教室実施マニュアル

## 目 次

1.	はじめに	(2)
	日本税理士会連合会 租税教育基本指針	
2.	南九州税理士会における租税教育事業	(4)
3.	租税教室実施要領「南九州税理士会租税教室実施要領」	(5)
4.	租税教室実施のフローチャート	(8)
5.	講師派遣依頼書・実施報告書等の様式について	(9)
	・(第1号様式-1)「租税教室への講師派遣依頼書」(税務署)	(10)
	・(第1号様式-2A)「租税教室への講師派遣依頼書」(高等学校等)	(11)
	・(第1号様式-2B)「租税教室への講師派遣について(回答)」	(12)
	・(第2号様式)「租税教室実施報告書」	(13)
	・(第3号様式)「租税教室講師謝金請求書」	(14)
	・(第4号様式)「租税教室講師派遣計画書」	(15)
	・(第5号様式)「租税教室講師の支部間応援依頼書」	(16)
	・(第6号様式)「租税教室旅費等請求書」	(17)
	・(第7号様式)「租税教室補助講師派遣申請書」	(18)
6.	租税教室の事前準備について	(19)
	(1)教材の選定	(19)
	(2)授業時間と講義内容にあわせた時間配分の設定	(19)
	(3)租税教室の担当教諭との打合せの前に手配しておくこと	(19)
	(4)租税教室の担当教諭との事前打合せ	(20)
	・「租税教室事前チェックリスト」	(21)
7.	講義にあたって	(22)
	(1)講義の進め方の留意点	(22)
	(2)話し方の留意点	(23)
	・「租税教室アンケート」	(24)
	・「租税教室アンケート集計表」	(28)
8.	授業実施マニュアル	(34)
	(1)「小学生向けマニュアル」	(34)
	(2)「中学生向けマニュアル」	(35)
	(3)「高校生向けマニュアル」	(36)
9.	租税教育Q&A.	(37)

## 1 はじめに

近年、ますます租税教育が重視される中、日税連では、租税教育の目的、租税教育における税理士の役割、税理士会が行う租税教育の対象などを明確にするため、租税教育基本指針を制定しました。

# 日本税理士会連合会 租税教育基本指針

平成 23 年 4 月 21 日制定

## 1 租税教育の目的

日本国憲法は、教育を受ける義務（第26条第2項）、勤労の義務（第27条）、そして第30条において納税の義務（国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ）の三大義務を規定している。

我が国の租税制度は、この国民の納税義務を受けて租税の基本を申告納税制度に置いているが、申告納税制度とは納税義務者（以下、「納税者」という。）が自らの計算によって租税債務を確定し、自らの納税によりその債務を履行する制度である。これは租税制度における国民主権を表し、民主的な手続きであると言える。この申告納税制度を支えるものは、納税者の租税についての正しい知識と理解である。

租税教育の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。効果的な租税教育により納税に対する健全な知識が醸成されれば、民主国家の発展に大きく寄与することとなり、これは教育基本法の教育の目的である「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民を育成する」ということにも合致するものである。

## 2 租税教育における税理士の役割

税理士法第1条では税理士の使命として、「税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。」と規定している。また、税理士は租税に関する法令を熟知し、あるべき税制について国に対し建議ができる専門的能力を有しており、一方で日常的に広く納税者に接し、納税者の良き理解者でもある。

従って税理士は、租税教育のテーマである税とは何か、なぜ税金を納めなければならないのか、税がどのように使われているかなど、独立した公正な立場で税の役割について指導すべき適任者であると言える。

つまり、税理士は、教育関係者、行政機関などに租税教育の充実を求め、啓発につとめる社会公共的使命を担っていると言っても過言ではなく、また税理士自身が社会貢献の一環として租税教育に積極的に取り組むことの意義を十分自覚しなければならない。またこのことは、無償独占という権利を賦与されていることに対する税理士の義務と考えることもできよう。

租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することにより、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の期待に応えることができれば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展にもつながるものである。

### 3 租税教育の対象

税理士が行う租税教育の対象は以下のとおりである。

#### ①学校教育における租税教育

学校教育法に規定する学校等・・・小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び各種学校

※小学校、中学校に偏ることなく、社会に出る直前の高等学校、大学の生徒、学生も対象としバランスのとれた租税教育体系の構築に努めること。

#### ②小学校、中学校、高等学校の教員を対象とした租税教育

効果的かつ効率的な租税教育を進めるには、児童、生徒に授業として直接教える立場にある教員等が、より一層税に関する知識を持つことが有効である。教員研修等で税理士を講師とする租税の科目を設けるなどにより、教員自らが税に対する知識を深め教育を行えるよう税理士会が支援する必要がある。

#### ③社会人を対象とした租税教育

社会人については、その多くが給与所得者であり自らの所得税も年末調整で完了してしまう等、租税意識や納税者としての自覚を持ちにくい状況にある。租税制度が複雑化し、種々の情報が横溢する状況下で、学校教育以外の分野においても租税教育の重要性、必要性が一段と増している。社会人教育について「生涯教育」或いは「生涯学習」という概念が普及している。生活との関連における学習、生活の中の教育機能の重視という観点から、税理士の専門知識を活用した社会人全般を対象とする広い分野での租税教育にも取り組むことが求められている。

### 4 租税教育の運営

税理士会は、租税教育の具体的な運営を行い、日本税理士会連合会は、これを支援する。

### 5 指針の改廃

当指針の改廃については、正副会長会の議を経なければならない。

## 2 南九州税理士会における租税教育事業

南九州税理士会は日本税理士会連合会のなかでも租税教育に特に積極的に取り組んでいる単位会であり、小・中学校はもとより、高等学校の先生からも高い評価を得ており、その活動が注目されています。平成 17 年度に南九州税理士会の全 36 支部が租税教育推進協議会の賛助会員として加入した結果、講師派遣が大幅に増加するなど、積極的に租税教育の普及推進に向けて取り組んで参りました。

平成 25 年度の租税教室実施件数の各県の合計は 408 件におよび、平成 18 年度の 152 件から 256 件の増加となりました。これも偏に会員の先生方の深いご理解と多大なご協力の賜と、心より感謝申し上げます。南九州税理士会では、講師研修会の開催による講師の拡充やテキストの充実を図るなど、今後とも租税教育の推進にさらに積極的に取り組み、受講者にとっても、また講師を務めていただく会員の先生方にとってもより有意義な「租税教室」となるよう努めていく所存であります。ご協力の程何卒宜しくお願い申し上げます。

### ■ 南九州税理士会・平成 25 年度租税教室実施回数（平成 26 年 3 月 31 日現在）

小・中学生対象・・・334 回

高等学校・大学・専門学校生対象・・・62 回

社会人対象・・・12 回

計 408 回

県 \ 学校	小学校	中学校	高校	大学	社会人	合計
熊 本	44	21	9	1	1	76
大 分	66	35	27	2	6	136
鹿児島	109	18	11	0	1	139
宮 崎	28	13	8	4	4	57
合 計	247	87	55	7	12	408

## 南九州税理士会租税教室実施要領

### 1 目的

租税教育の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することでもあり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。

### 2 事業

税に対する国民の理解を深めるため、税理士会独自の租税教育を積極的に推進するとともに、租税教育推進協議会が開催する租税教室に講師を派遣する。

### 3 具体的実施要領

#### (1) 税務当局が企画する租税教室に講師を派遣して実施する租税教室

税務当局が企画する租税教室に会員を講師として派遣して実施する場合は、次による。

- ① 講師を派遣する団体は、小・中学校、高等学校、専門学校、短期大学、大学及び社会人団体とする。
- ② 税務署からの講師派遣要請は、税務署長から支部長への「租税教室への講師派遣依頼書」（別紙第1号様式-1）により行う。
- ③ ②の講師派遣要請を受けた支部長は、会員の中から講師を選任し、派遣する。  
支部に講師が不足する場合には、支部長は「租税教室講師の支部間応援依頼書」（別紙第5号様式）により県連合会を通じて他支部に講師派遣を依頼する。
- ④ 租税教室を担当する税理士は、講義内容等について派遣先団体の担当者と事前に打ち合わせを行う。
- ⑤ 租税教室で使用する教材は、次の中から選択する。
  - イ 国税庁作成のテキスト、ビデオ等
  - ロ 日税連又は税理士会作成の租税教室テキスト、パワーポイント等
  - ハ 租税教育推進協議会作成のテキスト等
  - ニ 講師が作成した補助教材
  - ホ その他講師が選択する教材ただし、上記イ～ハの教材の使用に代え、講師が独自に作成又は選定した教材を主たる教材として使用する場合には、担当講師はあらかじめ租税教育推進部長にその旨を届け出て許可を得るものとする。
- ⑥ 講師謝金  
講師謝金については、別表1（講師謝金規定）に規定する金額を南九州税理士会が負担する。
- ⑦ 実施報告書等の作成及び提出  
租税教室を担当した税理士は、租税教室終了後速やかに「租税教室実施報告書」（別紙

第2号様式)及び「租税教室講師謝金請求書」(別紙第3号様式)を作成し、所属支部長に提出する。

⑧ 旅費及び交通費

講師派遣に係る旅費及び交通費は、原則として支給しない。

ただし、次に掲げる場合については、それぞれに掲げる金額を別途支給する。

イ 船舶・航空機等による離島等への移動が必要な場合 運賃等の実費

ロ 支部間応援により講師を担当した場合 一律5,000円

ハ その他租税教育推進部長が必要と認める場合 実費等適正な金額

上記ただし書きにより旅費及び交通費を請求する場合には、租税教室を担当した税理士は「租税教室旅費等請求書」(別紙第6号様式)を作成し、上記⑦の「租税教室実施報告書」及び「租税教室講師謝金請求書」と併せて所属支部長に提出するものとする。

⑨ 実施報告書等の内容確認及び提出

上記⑦及び⑧の規定による報告書及び請求書の提出を受けた支部長は、その内容を確認し、当該報告書及び請求書を南九州税理士会に提出する。

⑩ 講師謝金等の支払

南九州税理士会は、上記⑦及び⑧の請求書に記載された振込先に当該請求書到着日の翌月末日までに講師謝金等を振り込む。

⑪ 補助講師

イ 租税教室を担当する税理士は、租税教室の実施にあたり講義の補助を行う者(以下「補助講師」という。)を必要とするときは、これを配することができる。

ロ 補助講師を配する場合には、租税教室を担当する税理士は「租税教室補助講師派遣申請書」(別紙第7号様式)を所属支部長に提出し、予めその承認を得るものとする。

ハ 補助講師の謝金については、別表1(講師謝金規定)に規定する金額を南九州税理士会が負担する。

ニ 補助講師が提出する報告書等については、上記⑦及び⑧の規定を準用する。

(2) 税理士会が企画する租税教室

県連合会又は支部が企画して租税教室を実施する場合は、(1)に準じて実施する。

なお、講師謝金を南九州税理士会の負担とするときは、事前に「租税教室講師派遣計画書」(別紙第4号様式)を提出し、租税教育推進部長の承認を得るものとする。

**附 則**

この実施要領は、平成11年4月1日から施行する。

平成12年1月より講師派遣の受講団体に小・中学校を加える。

**附 則** (平成19年3月20日)

この改正要領は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則** (平成24年8月22日)

この改正要領は、平成24年9月1日から施行する。

**附 則** (平成26年8月12日)

この改正要領は、平成26年9月1日から施行する。

## 南九州税理士会租税教室実施要領・別表1（講師謝金規定）

1. 租税教室の講師を担当した場合の謝金の額は、1コマあたりの講義時間（同一受講者に対する講義時間）に応じ、次に掲げる金額とする。

（1） 2時間以内                    17,000円

（2） 2時間超                      27,000円

ただし、同一日に同一受講団体に対し複数コマの講義を実施した場合（同じ小学校において同一日に複数のクラスの講義を実施した場合等）には、2コマ目以降の謝金の額は1コマあたり10,000円とする。

2. 租税教室の補助講師を担当した場合の謝金の額は、一律5,000円とする。

3. 上記1及び2の金額には、消費税等を含むものとする。

### 《租税教室の講師を担当した場合の研修受講時間の認定について》

租税教室の講師を担当した場合には、研修細則第10条第1号に該当（当該時間の3倍の時間を受講時間として算定）します。

南九州税理士会ホームページの「研修受講管理システム」において「受講記録の登録（自己申請研修）」を行って下さい。

**※租税教室の講師を担当した場合は、南九州税理士会研修細則第10条第1号を援用する。**

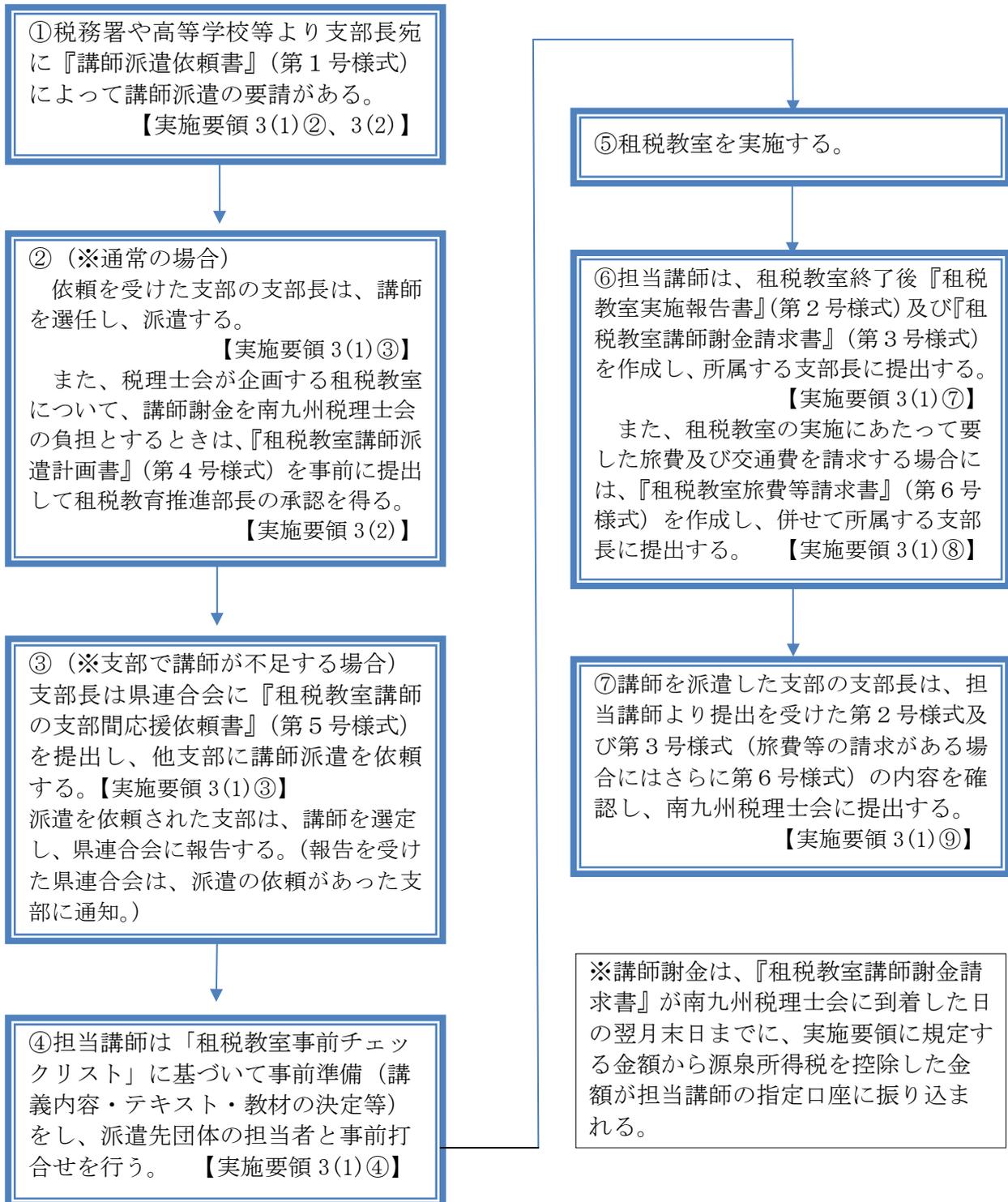
**－南九州税理士会研修細則より抜粋－**

**（受講時間の算定）**

第10条 本会は、税理士会員の届出により、次の各号に掲げる時間を第8条第1項の受講時間として算定する。

- （1）第2条第1号から第6号に規定する研修の講師（研究発表者・パネラー等を含む。以下同じ。）又は本会、支部等を通じて依頼のあった外部研修（一般納税者や経理担当者を主な受講対象とするレベルのものは除外する。）の講師を務めた場合は、当該研修時間の3倍の時間

## 4 租税教室実施のフローチャート



※以下の各様式（P.10～18に掲載）は、南九州税理士会のホームページよりダウンロードすることができます。

◎ 第1号様式－1『租税教室への講師派遣依頼書』

税務署が支部長への講師派遣依頼を行う際に使用する様式です。【実施要領3(1)②】

◎ 第1号様式－2A『租税教室への講師派遣依頼書』

高等学校その他の各種団体が税理士会宛に直接講師派遣依頼を行う場合の講師派遣依頼文書については、当該各種団体の任意の様式によることとして差し支えありませんが、依頼団体より講師派遣依頼文書の様式についての問合せがあった場合等にはこの様式を使用して下さい。

なお、掲載した様式は高等学校向けに作成したものですので、依頼団体等に応じ適宜加工して使用して下さい。

◎ 第1号様式－2B『租税教室への講師派遣について（回答）』

上記の各種団体からの直接の講師派遣依頼に対して文書により回答を行う場合に使用する様式です。（2Aと同様、必要に応じ適宜加工して使用して下さい。）

◎ 第2号様式『租税教室実施報告書』及び第3号様式『租税教室講師謝金請求書』

租税教室終了後、担当講師は当様式を作成して所属する支部の支部長に提出して下さい。提出を受けた支部長は、その内容を確認し、当様式を南九州税理士会に提出して下さい。

【実施要領3(1)⑦⑨】

◎ 第4号様式『租税教室講師派遣計画書』

税理士会が企画する租税教室（税務署以外の各種団体から直接依頼を受けて実施する租税教室等）について、その講師謝金を南九州税理士会の負担とするときは、県連合会会長又は支部長は当様式を事前に南九州税理士会に提出し、租税教育推進部長の承認を受けて下さい。

【実施要領3(2)】

◎ 第5号様式『租税教室講師の支部間応援依頼書』

講師派遣依頼を受けた支部において担当講師が不足する場合には、支部長は当様式を県連合会会長に提出し、他支部から講師派遣を受けて下さい。

【実施要領3(1)③】

◎ 第6号様式『租税教室旅費等請求書』

租税教室の実施にあたって要した旅費及び交通費は原則として支給しませんが、離島への移動など特に支給が必要な場合には、担当講師は当様式を支部長に提出して下さい。

提出を受けた支部長は、その内容を確認し、当様式を南九州税理士会に提出して下さい。

【実施要領3(1)⑧⑨】

◎ 第7号様式『租税教室補助講師派遣申請書』

租税教室の実施にあたり講義の補助を行う者（補助講師）を必要とするときは、担当講師は当様式を事前に所属支部長に提出して下さい。

提出を受けた支部長は、その内容を確認し、申請についての承認又は却下をして下さい。

【実施要領3(1)⑩】

(第1号様式-1)

総 第 号  
平成 年 月 日

南九州税理士会 支部  
支部長 様

税務署長

### 租 税 教 室 へ の 講 師 派 遣 依 頼 書

標題のことについて、下記のとおり租税教室の開催依頼がありましたから、講師を派遣願います。

記

開催年月日	平成 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで			
開催場所	名 称			
	所在地			
受講人数	人程度			
講義内容				
受講団体	名 称			
	所在地			
	担当者		連絡先	
備 考				

(注) 謝金の支払がある場合は、備考欄にその旨及び金額を記載する。

南九州税理士会  
支部長

支部  
様

(学校名等) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

### 租 税 教 室 へ の 講 師 派 遣 依 頼 書

下記のとおり租税教室の開催を計画しておりますので、講師の派遣を依頼します。

#### 記

開催年月日	平成 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで			
開催場所 ・ 連絡先等	名 称			
	所在地			
	担当者		電話番号	
受講対象者	学年 ( ) ・学科 ( ) ・人数 (約 人)			
講義内容				
備 考				

(第1号様式-2B)

平成 年 月 日

高等学校

校長

殿

南九州税理士会

支部

支部長

### 租税教室への講師派遣について（回答）

〇〇の候、貴校におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

この度は、平成 年 月 日 貴校にて開催の租税教室への講師派遣のご依頼をいただき、ありがとうございました。本件につきましては、本会会員より下記の者を講師として派遣することとしましたのでご回答申し上げます。

#### 記

- 1 氏 名
- 2 事務所名
- 3 事務所所在地
- 4 電話番号



平成 年 月 日

南九州税理士会

会 長 様

支部名

担当税理士

㊟

### 租 税 教 室 講 師 謝 金 請 求 書

1 実施日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

2 受講団体

上記のとおり租税教室の講師を担当しましたので、ご報告いたします。  
つきましては、「南九州税理士会租税教室実施要領3(1)⑥及び⑦」の規定に基づき謝金の振込を請求いたします。

	講師謝金支払	円
(内 訳)	謝 金	円
	受講団体より支払	円
	差 引	円

振込先 \_\_\_\_\_ (銀行・信用金庫) \_\_\_\_\_ (本店・支店)

(普通・当座) 預金 口座番号 \_\_\_\_\_

預金名義 \_\_\_\_\_

住 所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

(注) ( ) 内の該当する項目を○で囲んで下さい。

[ 担当税理士 → (支部経由) → 本部 ]

(第4号様式)

平成 年 月 日

南九州税理士会

会 長 \_\_\_\_\_ 様

\_\_\_\_\_ 県連合会

会 長 \_\_\_\_\_ ⑩

\_\_\_\_\_ 支 部

支部長 \_\_\_\_\_ ⑩

## 租 税 教 室 講 師 派 遣 計 画 書

標記について下記のとおり実施しますので報告いたします。

記

行 事 名	
主 催 者 名	
開 催 日 時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分
受 講 団 体 名 (実施場所)	
対 象 者 (※)	人数 _____ 名程度
実 施 内 容	
講 師 名	
備 考	

[ 県連合会会長または支部長 → 本部 ]

派遣依頼書、行事概要書などがあれば添付をお願いします。

(※) 児童・生徒・学生が対象の場合は学年・学年毎の人数もご記入下さい。

平成 年 月 日

南九州税理士会  
会 長

県連合会  
様

支部

支部長

㊞

### 租税教室講師の支部間応援依頼書

別添「租税教室への講師派遣依頼書」に記載されている租税教室への講師派遣につきましては当支部において従事できる講師に不足が生じておりますので、「南九州税理士会租税教室実施要領3(1)③」の規定に基づき、他支部に講師の派遣を依頼いたします。

#### 記

開催年月日	平成 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで				
開催場所	名 称				
	所在地				
受講人数	人程度				
講義内容					
受講団体	名 称				
	所在地				
	担当者		連絡先		
備 考					

(注)「租税教室への講師派遣依頼書」(第1号様式)の写しを添付すること

県連処理欄	受付年月日	派遣決定支部

平成 年 月 日

南九州税理士会  
会 長

様

支 部 名  
担当税理士

⑩

## 租税教室旅費等請求書

1 実施日時 平成 年 月 日 ( ) 時 分 ~ 時 分

2 受講団体

上記の租税教室の講師を担当するにあたり、下記のとおり旅費及び交通費を要しましたので「南九州税理士会租税教室実施要領3(1)⑧」の規定に基づき請求いたします。

イ 船舶・航空機等による離島等への移動が必要な場合	合計	円
ロ 支部間応援により講師を担当した場合		5,000円
ハ その他租税教育推進部長が必要と認める場合	合計	円

※ イ～ハのうち該当するものを○で囲み、イ又はハの場合には実費の合計金額を記入するとともに領収書等を貼付すること。

《領収書等貼付欄》

(※ 貼付しきれない場合は裏面に貼付して下さい。)

(注) 「租税教室講師謝金請求書」(第3号様式)と併せて提出すること。なお、上記旅費等は「租税教室講師謝金請求書」に記載された口座に振り込みます。

[ 担当税理士 → (支部経由) → 本部 ]

平成 年 月 日

南九州税理士会 支部  
支部長 様

担当税理士 印

### 租税教室補助講師派遣申請書

下記の租税教室の実施にあたりましては講義の補助を行う者が必要ですので、「南九州税理士会租税教室実施要領3(1)⑪」の規定に基づき補助講師の派遣を申請いたします。

記

開催年月日	平成 年 月 日 ( ) 時 分から 時 分まで		
開催場所	名称		
	所在地		
受講団体		受講人数	人程度
講義内容			
補助講師の 行う役割等			
補助講師の 人数・氏名等			
備考			

[ 担当税理士 → 支部 ]

**(1) 教材の選定**

教材の選定は重要です。以下の点に注意して選定しましょう。

- a. 内容が受講者の年齢層や理解度に即したものであるか。
- b. 受講者の興味を引くものであるか。
- c. 講義のテーマに合致しているか。
- d. 講義の時間配分の中で使用可能か。

講師がクイズやレジュメ、統計などの資料を工夫して作成し、使用してもよいでしょう。

**(2) 授業時間と講義内容にあわせた時間配分の設定**

- a. 一般的な小学生の1授業時間は45分間、中学生・高校生の授業時間は50分間です。
- b. 授業時間は厳守です。授業を延長することの無いよう、余裕のある時間配分にして下さい。
- c. 税金の話は広げていけば膨大な範囲になります。子どもたちの注意力は15分くらいしかもたないので、テーマを絞って話をするよう計画しましょう。
- d. 授業時間の最後にアンケートをする場合は、必ず予定時間に入れて下さい。
- e. 授業で使用する資料やアンケート等は、授業が始まる前に配布をしてもらうよう担当教諭の方に依頼しておくことスムーズな進行に役立ちます。

## 時間配分の例

## 45分授業の場合（小学生）

- ① 使用教材がテキストのみの場合
  - ・35～40分間テキストを使用した講義
  - ・残り5～10分間で感想を聞いたり、アンケートを実施する。

- ② ビデオを併用する場合
  - ・前半約15分間にビデオを見せる
  - ・後半20～25分間テキストを使用した講義
  - ・残り5～10分間で感想を聞いたり、アンケートを実施する。

## 50分授業の場合（中学生・高校生）

- ① 使用教材がテキストのみの場合
  - ・40～45分間テキストを使用した講義
  - ・残り5～10分間で感想を聞いたり、アンケートを実施する。

- ② ビデオを併用する場合
  - ・前半約15分間にビデオを見せる
  - ・後半25～30分間テキストを使用した講義
  - ・残り5～10分間で感想を聞いたり、アンケートを実施する。

**(3) 租税教室の担当教諭との打合せの前に手配しておくこと**

- a. 教材の選定
- b. 講義内容と時間配分の設定
- c. 配布資料の準備
- d. 報道機関（新聞社等）への取材依頼
- e. 見学希望者の有無の確認

#### (4) 租税教室の担当教諭との事前打合せ

開催教室の担当教諭と事前打合せを行って下さい。

- a. 事前打合せの項目は「租税教室事前チェックリスト」を参照して下さい。  
(記載項目以外に事前に準備したほうがよい事項があれば、適宜追加記入して下さい。)
- b. 事前打合せの際は、次の点に注意して下さい。
  - ・ 税理士バッジの着用、名刺持参
  - ・ 校長、教頭、学年主任、担当教諭へ挨拶
  - ・ 服装、言葉遣い等
- c. 主な事前確認事項等
  - ・ 開催日時及び受講者の学年・人数等の確認
  - ・ 講義内容及び使用教材についての提案と説明、アンケート実施の了解
  - ・ 講義内容及び使用教材に対する主催者の意見や希望の聴取
  - ・ その他配慮の必要な点（禁止用語、配慮の必要な子ども等）についてのアドバイスの聴取
  - ・ 資料の事前配布依頼（スムーズな進行のため）
  - ・ 予習教材を配布する場合には、その配布依頼（授業内容の理解をより深くするため）
  - ・ 撮影や取材を行う場合や見学者がいる場合の許可・承諾
  - ・ 会場の確認（広さ、照明、音響）、使用機材の確認、機材の環境確認、機材設置位置確認、動作確認  
(※学校によってはパワーポイントの環境がそろっていない場合があります。必ず事前に環境の確認をして下さい。)
    - \* パワーポイント 2007 以上の使用又はパワーポイントビューワーのパソコンへの登録
    - \* パソコンとプロジェクターの接続等
  - ・ 駐車場の確認
  - ・ 学校側の連絡担当者、連絡電話番号、連絡可能時間帯の確認

※次ページに事前打合せ用のチェックリストを掲載していますので、ご利用下さい。

## 租税教室事前チェックリスト

事前確認実施日 平成 年 月 日 ( ) 講師担当者氏名

行事名		主催者名	
開催日時	平成 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分 ~ 時 分 ( )
学校名		対象者	年 組(人数 名)
担当教諭		連絡先	TEL ( ) -
開催場所			FAX ( ) -
連絡可能時間帯	時 ~ 時頃		E-Mail

↓ ※実施した場合 印 該当なしの場合 印 不実施の場合 印

チェック欄	チェック項目	備考	当日再確認事項
1	税理士の行う租税教育の目的を理解する		
2	税理士バッジの着用・名刺準備		
3	校長・教頭・学年主任・担当教諭等への挨拶		
4	担当教諭に対するプレゼンテーション等		
	① 開催日時及び受講者の学年・人数等の確認		
	② 講義の内容及び使用教材等の説明		
	③ アンケートの実施の了解		
	④ その他 ( )		
5	担当教諭からのアドバイスの聴取		
	① 講義の内容及び使用教材等に関する意見や希望		
	② 配慮の必要な点 (禁止用語、配慮の必要な子ども等)		
	③ その他 ( )		
6	担当教諭への依頼等		
	① 資料等の事前配布依頼 (スムーズな進行のため)		
	② その他 ( )		
7	VTR・カメラ等で撮影をする場合はその許可		
8	報道機関等の取材が入る場合はその承諾		
9	見学予定者がいる場合はその人員と受入の承諾		
10	使用会場の広さ [ 教室 体育館 その他 ( ) ]		
11	照明・窓のカーテン (パワーポイント使用時)		
12	黒板・ホワイトボード		
13	空調設備 (冷暖房があるか 季節により温度調節が可能か)		
14	音響設備 (マイク…ワイヤレス・有線 スピーカー)		
15	電源場所 延長コード		
16	パソコン スクリーン プロジェクター 接続ケーブル		
17	レーザービームポインター		
18	使用教材 (DVD・PP テキスト等) による機材の動作確認		
19	駐車場の有無 (確保の依頼)		
20	学校側の連絡窓口 (連絡可能な時間帯等)		

※ その他必要なチェック項目があれば適宜追加記入してご利用下さい。

## 1. 講義の進め方の留意点

### (1) 自己紹介

講義を始めるにあたって自己紹介をします。

「こんにちは。税理士の〇〇〇〇です。」(大きな声で)

黒板に「税理士〇〇〇〇」とゆっくりと大きく書きます。

(社会の授業では、黒板の左上から横書きが原則です。楷書体で、書き順、とめる・はねるに注意して丁寧に書いて下さい。)

### (2) テーマをしぼって話をする

税金の話は、広げていけば膨大な範囲になってしまいます。子どもたちの注意力は15分程度とされますので、多くとも3つくらいのテーマにしぼって話をして下さい。

### (3) 子どもたちにも参加してもらう

講義を聞くだけの一方通行の授業では子どもたちの心が離れてしまいます。指名したり、手を挙げてもらうなどして、参加しやすい雰囲気を作ってください。

ただし、プレッシャーを人一倍感じる子どももいますので、指名するときには注意をして下さい。(事前に打合せを行い、座席表を準備するなどしておくのもよいと思います。)

### (4) 質問をしたら、答えが出るまで辛抱して待つてあげる

問いかけて答えが出なくても、すぐに自分で答えを言って授業を進めるのではなく、少し辛抱して待つてあげると、子ども同士で意見のやりとりなどがあって盛り上がったものになります。愉快な回答にも「そうだね～」と相槌をうち、なるべく全員に挙手してもらええる雰囲気をつくるよう心がけましょう。

### (5) 興味のわく話題から入る

いきなり本題から入るのではなく、子どもたちの知っている身近な話題から入ると興味を引くことができます。

「知っている税金はどんなものがありますか?」「宝くじに当たったら税金がかかると思いませんか?」など、簡単な質問やクイズを試してみるのもよいでしょう。

また、子どもの近くに寄り寄り、発言した生徒の名前を訊いて誉めてあげたり、握手をしたり、その発言を板書したりすることも大切です。

### (6) ビデオなどを見せる

税務署には国税庁等が作成した租税教育用ビデオが多数あります。小学生用・中学生用・高校生用があり、総務課等で貸し出していますので、これらを授業の中に取り入れるのもよいでしょう。

### (7) 学習指導要領に準拠した教材を利用する

各学校には教育委員会を通じて次のようなさまざまな教材が配布されています。これらの教材をテキストとして授業を行うのもよいでしょう。

\* 「わたしたちのくらしと税」

(各都道府県租税推進協議会 小学校学習指導要領準拠 6年社会科学習教材)

\* 「わたしたちの生活と税」

(各都道府県租税推進協議会 中学校学習指導要領準拠社会科資料)

\* 「私たちの生活と財政の役割」

(国税庁 高等学校学習指導要領準拠公民資料)

## 2. 話し方の留意点

- (1) 大きな声でゆっくり話す  
一番後ろの生徒にもよく聞こえるように大きな声で、ゆっくりと話します。小さな声や早口では聞き取りにくく、子どもたちの気持ちが離れてしまいます。
- (2) 笑顔で話す  
無理に笑顔を作る必要はありませんが、笑顔の方が子どもたちの心も和みます。また、大事な話のところで真剣な顔をすればアクセントにもなります。
- (3) 原稿に頼らない  
原稿に頼っていると、つい棒読みになってしまい、つまらない雰囲気になってしまいます。できるだけ自分の言葉で話すようにしましょう。また、授業では子どもたちに考えさせることが大切ですから、話が長すぎるのも注意してください。
- (4) 親しみやすい言葉で話す  
親しみやすい言葉で話した方が、子どもたちが親近感を持ってくれます。「ご存知でしょうか？」というより「知っているかな？」の方がより伝わりやすくなります。
- (5) 板書などを利用する  
板書をして目からも情報を入れることで、より理解を得やすくなります。ただ、板書している時間が長いと子どもたちの気持ちが離れてしまうこともあるので注意が必要です。話しながら書く、あるいはあらかじめ準備して書いてきた画用紙を黒板に貼るなどの工夫も必要です。
- (6) 「家族」の呼び方に気をつける  
両親がそろっていない、又はいない子どももいる場合があるので、「お父さん」「お母さん」という表現を避けて「おうちの方」という表現をして下さい。
- (7) 生徒を注意しない  
授業中に態度が悪い子どもがいても、注意することはできるだけ避けて、担任の先生に任せましょう。
- (8) 税金を「支払う」又は、「納める」と言う  
税金を「取られる」という表現は絶対に避けなければなりません。「支払う」又は「納める」という表現にして下さい。

## 3. その他の重要な注意点

- (1) 個人的な思想や信条を交えない  
税金の話は、国の政策に密着しているため、ややもすると政治批判に話が発展する可能性があります。学校側との打合せや授業においては、個人的な思想や信条に基づく話や政府批判などは厳に慎まなければなりません。
- (2) 清潔感・品位のある身だしなみを心がける  
学校の先生方との事前打合せ、当日の授業、授業後の挨拶などで何度も学校に出向くことになります。その際、服装やヘアスタイル、爪などには常に清潔さを心がけ、税理士としての品位を損なわないよう細心の注意を払うことが大切です。あなたの外見が、子どもたちや先生方の持つ「税理士のイメージ」として植え付けられることとなります。

## そせいきょうしつ しょうがくせい 租税教室アンケート (小学生)

♣ きょう じゆぎょう  
今日の授業は

- ① おもしろ 面白かった ② ふつう 普通 ③ おもしろ 面白くなかった

♣ きょう じゆぎょう ぜいきん  
今日の授業で税金のことが

- ① よくわかった ② すこ 少しわかった ③ わからなかった

♣ ぜいきん たい  
税金に対するイメージが

- ① よ 良くなった ② か 変わらない ③ わる 悪くなった

♣ ぜいりし せんせい はなし  
税理士の先生のお話は

- ① き 聞きやすかった ② ふつう 普通 ③ き 聞きにくかった

りゆう はやくち こえ ちい  
理由：早口だった・声が小さかった

(その他 )

♣ べんきょう よ かんそう か  
勉強して良かったことや感想を書きましょう。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



平成 年 月 日

学校名 中学校 年 組

## 租税教室アンケート（中学生）

♣ 今日の授業で税金のことが

①よくわかった ②少しわかった ③わからなかった

♣ 税金は必要だと

①とても思う ②少し思う ③思わない

♣ 税金に対するイメージが

①良くなった ②変わらない ③悪くなった

♣ 税理士の先生の話は

①聞きやすかった ②普通 ③聞きにくかった

理由：早口だった・声が小さかった

（その他 ）

♣ 授業を受けて感じたことや感想を書きましょう。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---



平成 年 月 日

学校名 \_\_\_\_\_ 学校 年 組 ( 名 )

## 租税教室アンケート (先生用)

本日は租税教室の開催にあたって貴重なお時間とご協力をいただき、本当にありがとうございました。

私ども税理士会ではわかりやすい、楽しい授業を心がけてはおりますが、まだまだ不十分な点もあろうかと思えます。つきましては、今後より良い充実した租税教室を実施していくため先生方の忌憚のないご意見をいただきたく存じます。ご多忙の中恐縮ではございますが、何卒ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

1. 授業の内容・使用教材等について (良かった点、悪かった点、改善点など)

---

---

---

---

---

---

2. 講師の話し方・説明の仕方について (良かった点、悪かった点、改善点など)

---

---

---

---

---

---

3. その他ご意見・ご要望等ございましたらご記入下さい。

---

---

---

---

---

---



租税教室アンケート（小学生）集計表

講師名	( 支部 ) (講義歴 回目)		
行事名			
実施日時	平成 年 月 日 ( 曜日) 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分		
対象団体名	(学校の場合 年生)		
対象者数	児童 名・教師 名 その他 ( ) 名/合計 名 (概算可)		
使用教材 (入手先記入)			
今日の授業は	① 面白かった	名 ( %)	回答総数  _____ 名 (100%)
	② 普通	名 ( %)	
	③ 面白くなかった	名 ( %)	
	④ 無回答	名 ( %)	
今日の授業で 税金のことが	① よくわかった	名 ( %)	回答総数  _____ 名 (100%)
	② 少しわかった	名 ( %)	
	③ わからなかった	名 ( %)	
	④ 無回答	名 ( %)	
税金に対する イメージが	① 良くなった	名 ( %)	回答総数  _____ 名 (100%)
	② 変わらない	名 ( %)	
	③ 悪くなった	名 ( %)	
	④ 無回答	名 ( %)	
税理士の先生のお話は	① 聞きやすかった	名 ( %)	回答総数  _____ 名 (100%)
	② 普通	名 ( %)	
	③ 聞きにくかった	名 ( %)	
	④ 無回答	名 ( %)	
	※③の理由 早口だった ( 名)	声が小さかった ( 名)	
	その他 _____ ( 名)	_____ ( 名)	

※ 回答の%は小数第1位まで（小数第2位以下は四捨五入）記入して下さい。

勉強して良かったことや感想を書きましょう。	

講師による分析	

※ 講義終了後 アンケートを集計し、アンケートに添付して支部長へ提出してください。  
〔担当税理士 → 支部長 → 本部〕

租税教室アンケート（中学生）集計表

講師名	( 支部 ) (講義歴 回目)		
行事名			
実施日時	平成 年 月 日 ( 曜日)	午前・午後 時 分	～ 午前・午後 時 分
対象団体名	(学校の場合 年生)		
対象者数	生徒 名・教師 名	その他 ( )	名/合計 名 (概算可)
使用教材 (入手先記入)			
今日の授業で税金のことが	① よくわかった	名 ( %)	回答総数  <u>                    </u> 名 (100%)
	② 少しわかった	名 ( %)	
	③ わからなかった	名 ( %)	
	④ 無回答	名 ( %)	
税金は必要だと	① とても思う	名 ( %)	回答総数  <u>                    </u> 名 (100%)
	② 少し思う	名 ( %)	
	③ 思わない	名 ( %)	
	④ 無回答	名 ( %)	
税金に対するイメージが	① 良くなった	名 ( %)	回答総数  <u>                    </u> 名 (100%)
	② 変わらない	名 ( %)	
	③ 悪くなった	名 ( %)	
	④ 無回答	名 ( %)	
税理士の先生の話は	① 聞きやすかった	名 ( %)	回答総数  <u>                    </u> 名 (100%)
	② 普通	名 ( %)	
	③ 聞きにくかった	名 ( %)	
	④ 無回答	名 ( %)	
	※③の理由 早口だった ( 名)	声が小さかった ( 名)	
	その他 <u>                    </u> ( 名)	<u>                    </u> ( 名)	
	<u>                    </u> ( 名)	<u>                    </u> ( 名)	

※ 回答の%は小数第1位まで（小数第2位以下は四捨五入）記入して下さい。

授業を受けて  
感じたことや  
感想を書きま  
しょう。

講師による分析

※ 講義終了後 アンケートを集計し、アンケートに添付して支部長へ提出してください。  
〔担当税理士 → 支部長 → 本部〕

## 租税教室アンケート（高校生）集計表

講 師 名	( 支部 ) ( 講義歴 回目 )		
行 事 名			
実 施 日 時	平成 年 月 日 ( 曜日 )	午前・午後 時 分 ~	午前・午後 時 分
対 象 団 体 名	( 学校の場合 年生 )		
対 象 者 数	生 徒 名・教 師 名	その他 ( )	名 / 合計 名 ( 概算可 )
使 用 教 材 ( 入手先記入 )			
今日の授業は理解できましたか？	① 非常に理解した	名 ( % )	回答総数 <u>          </u> 名 ( 100% )
	② 理解した	名 ( % )	
	③ やや理解した	名 ( % )	
	④ わからなかった	名 ( % )	
	⑤ 無回答	名 ( % )	
税は必要だと思いますか？	① とても思う	名 ( % )	回答総数 <u>          </u> 名 ( 100% )
	② ややそう思う	名 ( % )	
	③ あまり思わない	名 ( % )	
	④ まったく思わない	名 ( % )	
	⑤ 無回答	名 ( % )	
税が社会に役立っていると思いますか？	① とても思う	名 ( % )	回答総数 <u>          </u> 名 ( 100% )
	② ややそう思う	名 ( % )	
	③ あまり思わない	名 ( % )	
	④ まったく思わない	名 ( % )	
	⑤ 無回答	名 ( % )	
税の使われ方に興味はありますか？	① とても興味がある	名 ( % )	回答総数 <u>          </u> 名 ( 100% )
	② やや興味がある	名 ( % )	
	③ あまり興味はない	名 ( % )	
	④ まったく興味ない	名 ( % )	
	⑤ 無回答	名 ( % )	
税を納める事についての意識は授業前と後で変わりましたか？	① とても変わった	名 ( % )	回答総数 <u>          </u> 名 ( 100% )
	② 変わった	名 ( % )	
	③ 変わらない	名 ( % )	
	④ どちらともいえない	名 ( % )	
	⑤ 無回答	名 ( % )	

※ 回答の%は小数第1位まで（小数第2位以下は四捨五入）記入して下さい。

授業を受けて 勉強になった ことや感想を 書いて下さい。	
講師による分析	

※講義終了後 アンケートを集計し、アンケートに添付して支部長へ提出してください。  
 [担当税理士 → 支部長 → 本部]

## 小学生向けマニュアル

## 1. 小学生向けの租税教室の目的

納税の義務や税金の種類にあまりこだわることなく、「豊かで安心した暮らしを実現するために、税金がどのようなものに使われているか」といった、税の役割や必要性を中心に説明します。

みんなが支え合い助け合って社会が成り立っていることを少しでも実感してもらえるような授業となるよう心がけることが大切です。

## 2. 対象学年

原則として小学校6年生

## 3. 時間

一般的な小学校の1授業時間 45分

## 4. 場所

原則としてパソコン、ビデオ、あるいはプロジェクターが使用できる環境の教室、体育館等

## 5. 教材

《国税庁》

- パワーポイントテキスト『わたしたちの暮らしと税』
- ビデオ『マリンとヤマト 不思議な日曜日』『千年の約束』

《租税教育推進協議会》

- 冊子テキスト『わたしたちの暮らしと税』

《日本税理士会連合会》

- 小学生向け講義用テキスト<参加・体験型><講義型(パワーポイント)>

※パワーポイントテキストは上記各団体のホームページよりダウンロードできます。

## 6. 講義内容

① パワーポイントテキストや冊子テキストを使用する場合

- ・ 35～40分をテキストを使用した講義
- ・ 残り5～10分で感想を聞いたり、アンケートをとるなどする。

② ビデオを併用する場合

- ・ 前半約15分間ビデオ鑑賞
- ・ 後半20～25分をテキスト(短縮版等)による講義
- ・ 残り5～10分で感想を聞いたり、アンケートをとるなどする。

③ その他の場合

南九州税理士会にあらかじめ届けて許可を得た教材(講師が独自に作成又は選定した教材)に基づく講義等

## 1. 中学生向けの租税教室の目的

中学校における租税教育の主な目的は、小学校で学んだ税の役割から一步発展して「財政の役割」を理解すること、「納税の義務」が意図する公平な税負担の仕組みや税金の使われ方を理解することです。

私たちのより良い生活、社会福祉の充実と高齢社会に向けた安心できる国づくりの実現のため、今後ますます税金が果たす役割が重要なものとなっていくことを解説し、税を身近なものに感じてもらいます。

## 2. 対象学年

特に指定なし

## 3. 時間

一般的な中学校の1授業時間 50分

## 4. 場所

原則としてパソコン、ビデオ、あるいはプロジェクターが使用できる環境の教室、体育館等

## 5. 教材

《国税庁》

- パワーポイントテキスト『わたしたちの生活と税』
- ビデオ『ご案内します アナザーワールドへ』

《租税教育推進協議会》

- 冊子テキスト『わたしたちの生活と税』

《日本税理士会連合会》

- 中学生向け講義用テキスト<参加・体験型><講義型(パワーポイント)>

※パワーポイントテキストは上記各団体のホームページよりダウンロードできます。

## 6. 講義内容

① パワーポイントテキストや冊子テキストを使用する場合

- ・ 40～45分をテキストを使用した講義
- ・ 残り5～10分で感想を聞いたり、アンケートをとるなどする。

② ビデオを併用する場合

- ・ 前半約20分間ビデオ鑑賞
- ・ 後半20～25分をテキスト(短縮版等)による講義
- ・ 残り5～10分で感想を聞いたり、アンケートをとるなどする。

③ その他の場合

南九州税理士会にあらかじめ届けて許可を得た教材(講師が独自に作成又は選定した教材)に基づく講義等

## 1. 高校生向けの租税教室の目的

高校生にもなれば、いよいよ大人の仲間入り。卒業後すぐに社会に出ていく生徒もいますし、あと2年もすると、有権者として国政について考えなければならない立場になります。

そこで、高校生においては、租税の意義と役割及び納税の義務について理解を深め、これから加速度的に進む少子高齢社会の訪れに対応する社会保障の充実や、社会資本の整備など、これらの費用が税金によってまかなわれているということを認識してもらい、納税意識の向上を目指します。

## 2. 対象学年

特に指定なし

## 3. 時間

一般的な高校の1授業時間 50分

## 4. 場所

原則としてパソコン、ビデオ、あるいはプロジェクターが使用できる環境の教室、体育館等

## 5. 教材

《国税庁》

- パワーポイントテキスト『わたしたちの生活と財政の役割』

《日本税理士会連合会》

- 高校生向けパワーポイントテキスト <一般高等学校向け>・<商業高等学校向け>

※パワーポイントテキストは上記各団体のホームページよりダウンロードできます。

## 6. 講義内容

### ① パワーポイントテキストを利用する場合

- ・ 40～45分をテキストを使用した講義
- ・ 残り5～10分で感想を聞いたり、アンケートをとるなどする。

### ② ビデオを併用する場合

- ・ 前半約20分間ビデオ鑑賞
- ・ 後半20～25分をテキストによる講義
- ・ 残り5～10分で感想を聞いたり、アンケートをとるなどする。

### ③ その他の場合

南九州税理士会にあらかじめ届けて許可を得た教材（講師が独自に作成又は選定した教材）に基づく講義等

## 9 租税教育 Q&A

### Q01：租税教育についての基本的な考え方を教えてください。

A01： 租税教育の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することであり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することです。

租税教育は、納税に対する健全な知識の醸成により民主国家の発展に大きく寄与するものであり、また「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とする教育基本法の理念にも合致するものです。

### Q02：近年、税理士による租税教育が注目されていますが、それはなぜですか？

A02： 税理士は租税に関する法令を熟知しており、また一方で日常的に広く納税者に接し、納税者のよき理解者でもあります。したがって税理士は、租税教育のテーマである税とは何なのか、なぜ税金を納めなければならないのか、税がどのように使われているかなどについて、独立した公正な立場で税の役割について指導すべき適任者であると言えます。

また、平成 23 年度税制改正大綱には、納税環境整備の一環として官民協力しての租税教育の充実の必要性が明記されるとともに、「税理士・税理士会においても、納税者又は国民への社会貢献事業の一環として、租税教育を通じて申告納税制度の維持発展に寄与するため、小中学校への講師派遣等を積極的に実施しています。」との記載がなされており、税理士会の租税教育に対する更なる取組みが期待されています。

### Q03：税理士法の改正に伴う租税教育の位置付けについて教えてください。

A03：平成 26 年度税制改正大綱では、税理士制度の見直しの項目のひとつとして「租税教育への取組の推進」が掲げられ、平成 26 年 3 月 20 日に成立した改正税理士法において「税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項について、租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定をその対象に加える」こととされました。

これにより、これまで社会貢献活動の一環として行ってきた租税教育事業が税理士の果たすべき職責のひとつとして明確に位置付けられることとなり、今後税理士・税理士会の行う租税教育がより一層社会に浸透することが期待されます。

#### **Q04：小中学校への租税教室は定着してきていますが、高等学校での租税教室に特に力をいれているのはなぜですか？**

A04：前出の平成23年度税制改正大綱において「特に、小中学校段階だけでなく、社会人となる手前の高等学校や大学等の段階における租税教育の充実」が求められており、これを受けて南九州税理士会においても高等学校等における租税教室の開催の促進を図っています。

具体的には、本会会員に対してアンケートを実施し、母校やPTAなど高等学校に対して租税教室の開催をアプローチするためのルートや情報の収集を行うとともに、各高等学校のOB・OG税理士を組織化して母校での租税教室を開催するなどの取組みを行っています。

#### **Q05：租税教育推進協議会とはどのような団体ですか？**

A05：「租税教育推進協議会」（以下「租推協」といいます。）とは、教育委員会や小学校・中学校・高等学校などの教育関係者と国・府・県・市区町村の税務関係者及び関係民間団体が協力して租税教育の推進を図るために設けられた組織です。南九州税理士会では、平成17年度に全36支部が租推協に賛助会員として加入し、租推協が開催する租税教室への講師派遣を積極的に行っています。

また、平成23年度税制改正大綱において「関係省庁及び民間団体が連携して租税教育の充実に取り組むこと」とされたことを受けて、平成23年11月に文部科学省、総務省及び国税庁による「租税教育推進関係省庁等協議会」（中央租推協）が設立され、日本税理士会連合会がその賛助会員として参加しています。

#### **Q06：「税理士会独自の租税教育」とはどのようなものですか？**

A06：南九州税理士会では、事業計画の重点施策のひとつとして「税に対する国民の理解を深めるため、税理士会独自の租税教育を積極的に推進する」ことを掲げています。ここでいう「税理士会独自の租税教育」には、次の2つの意味があります。

- ① 税理士は税務に関する専門家であると同時に、日常的に広く納税者に接しそのよき理解者でもあることから、租税教育の実施にあたっては、税理士としての独立した公正な立場と税理士ならではの知識と経験を生かした租税教育を行うことが求められています。
- ② 現在、租税教室の実施件数は小・中学校における開催が多くを占めており、そのほとんどは小・中学校から租推協への依頼によって実施されています。しかし、高等学校や専門学校・大学等については現状では租推協への開催依頼件数が少ないため、今後高等学校等での租税教室の開催を推進していくためには、租推協と連携しながら本会会員の母校やPTAなど税理士会の独自のルートを開拓・利用することも必要です。

**Q07：初めて租税教室の講師を担当することになりました。教材や参考となる資料にはどのようなものがありますか？**

A07： 各県連合会の事務局に以下のテキストや資料等を備え置いていますのでご利用ください。

- 日税連作成の『租税教育講義用テキスト』（DVD付）  
（※このテキストは日税連のホームページで閲覧やダウンロードをすることもできます。）
- 本会作成の小・中・高校生向けのモデル授業のDVD
- 1億円のレプリカ、本会作成の小学生向け参加型授業用の教材
- 各県租推協作成のテキスト『私たちの暮らしと税』（小学生向け）、『私たちの生活と税』（中学生向け）

また、国税庁ホームページの「税の学習コーナー」で以下の教材や資料を閲覧・ダウンロードすることができます。

- 小・中・高校生向けの各教材及び講師用マニュアル
- ビデオ『マリンとヤマト不思議な日曜日』『千年の約束』（小学生向け）  
『ご案内しますアナザーワールドへ』（中学生向け）
- その他ゲーム・クイズ、税の作文など

**Q08：支部に講師が不足する場合には、どうしたらいいのでしょうか？**

A08： 支部において租税教室の担当講師が不足する場合には、支部長は県連合会を通じて他支部に講師派遣を依頼することができます。「租税教室実施要領」3(1)③（P.5）をご参照のうえ、ご活用ください。

**Q 0 9 : 民間の団体から税制改正や相続税対策のセミナーの依頼が来ましたが、これも租税教室となりますか？**

A 0 9 : 租税教育の目的は、租税の役割や申告納税制度の意義等についての理解を深め、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を育成することにあります。

税制改正や相続税対策のセミナーは、節税などおもにその受講者の個別の受益に資するものであり、上記の租税教育の目的に沿ったものではありませんので、租税教室の対象とはなりません。

**Q 1 0 : 高等学校で租税教室の案内をしたところ、キャリア教育（職業紹介）を要請されましたが、この場合も租税教室となりますか？**

A 1 0 : 日税連の「租税教育基本方針」では、租税教育の目的のひとつとして「併せて国民に対し税理士制度を正しく周知すること」も掲げられています。この趣旨の下、租税そのものに関する学習と併せて職業紹介等を実施する場合には、租税教室の対象となります。

**Q 1 1 : 講師謝金について教えてください。**

A 1 1 : 租税教室の講師を担当した場合には、『租税教室実施要領・別表1』（P.7）の規定により、1コマあたりの講義時間（同一受講者に対する講義時間）に応じて次のとおり謝金が支払われます。

- 1コマあたりの講義時間が2時間以内の場合・・・ 17,000円
- 1コマあたりの講義時間が2時間を超える場合・・・ 27,000円

ただし、次のQ 1 2のように、同一日に同一受講団体に対して複数回の講義を実施した場合には、例外として2コマ目以降の謝金の額は1コマあたり10,000円となりますので注意が必要です。

**Q 1 2 : ある小学校で、租税教室を同じ日に別々のクラスで1時限から4時限まで担当したのですが、謝金はどのように計算したらいいですか？**

A 1 2 : 租税教室の実施にあたっては、事前準備（教材の選定や受講団体との連絡・打合せ等）や事後報告など、当日の講義以外にも様々な作業が必要です。上記Q 1 1の講師謝金には、こうした事前・事後の作業に係る負担に対するものも含まれています。

この質問のように同じ日に同じ団体に対して複数回の講義を実施する場合には、別な日に異なる団体に対して講義を実施する場合と比較して事前の準備や打合せ等の負担が少なくて済むこととなりますので、本会の規定ではこの点を考慮して2コマ目以降の謝金の額を1コマあたり10,000円に設定しています。したがって、上記の質問の場合の謝金の額は

$17,000円 + 10,000円 \times 3コマ = 47,000円$  となります。

### Q13：離島に租税教室に行った場合には、旅費が支給されますか？

A13：租税教室の実施にあたって要した交通費等は原則として支給しませんが、航空機や船舶による移動が必要な場合など特別なケースについては、申請をしていただくことにより旅費や宿泊費の実費を支給します。また、支部間応援（Q08参照）により講師を担当した場合にも、遠隔地への移動が必要であるため一定額の旅費を支給することとしています。

詳細については「租税教室実施要領3(1)⑧」（P.6）を参照して下さい。

### Q14：租税教室の講師を担当すると、税理士会の研修受講時間に加算されるのですか？

A14：租税教室の講師を担当した場合には、講義実施時間の3倍の時間を研修受講時間として認定します。（南九州税理士会研修細則第10条第1号）

本会ホームページの「研修管理システム」において「受講記録の登録（自己申請研修）」を行って下さい。

